

職務発明における従業者補償制度の適正化に関する提言

職務発明に関するオリンパス高裁判決、日亜化学への提訴等を契機に、マスコミは興味本位な報道を展開し、さらには業界の補償制度運用は不適切であり、補償額は高額にすべき等の見解が弁理士会や政府系機関から示されている（資料1）。しかし、これは本質的には特許法第35条に規定される「相当の対価」の考え方の不明瞭さに起因する混乱である。JEITAに所属する電機業界各社は適正に補償制度を運用し、また発明者へのインセンティブを高める努力も続けている。現状の補償額が低過ぎるかの如き見解や、長年の業界の制度運用を否定するような高額補償は、いたずらに従業員が混乱するだけでなく、企業との無用な摩擦を助長し、円滑な企業経営を妨げるものである。JEITAとしては、**混乱の原因となっている特許法第35条を改正するとともに、モデル規定及び各技術分野別に企業の補償額統計等を公表することにより、中小企業を含む使用者に職務発明に関する社内規定の制定と適正な職務発明補償対価の支払を促し、無用な混乱が回避されるよう提案する。**

1. 電機業界の補償制度運用及び補償額は妥当である

職務発明の補償額に関する判例は7件と数少なく、またこれら判例が具体的な算定論拠を示していないため、判例から補償額の指針を正確に得ることは難しいが、あえて判例7件の補償額を単純平均すると約510万円である。（表1）一方、知財協のアンケート調査によると、電機業界108社の補償額の最大値は平均43.9万円（96年度支払い実績）であり、各社の規定にもよるが、同額補償が5年間続いたと仮定すると総額約220万円となる。上記判例の平均510万円より少額であるが、一般的に電機業界は他の業界に比べて一製品で実施される特許件数が多いため、特許一件当たりの利益への貢献も当然小さくなる。**したがって、電機業界の補償額は判例に照らしても妥当な範囲と考えられる。**（表2）さらに、最近では各社で補償額の上方修正が行われており、金額は96年当時と比べて全体的に増加しているはずである。また、補償額の上限を撤廃する企業も出つつある。（表3）

2. 特許収入の25%のような高額補償は論外である

政府関係機関のモデル規定と言われている産総研の「特許収入の25%を補償」（資料1-(4)）は、研究が全ての機関における考え方であり、民間企業のように研究成果を出すだけでなく、その事業化のための開発・生産・販売の投資（35条4項の「使用者等がした貢献度」に相当）や、第三者知財のリスクを負う場合に、25%という高額な補償額は到底当てはめるべき数値ではない。そもそも考え方の基礎が異なるからである。ところで、補償に関する紛争が多いドイツでも法改正を審議中で、改正案が公表されている。これによると、特許収入増加に伴って補償率は下がり、例えば特許収入を1.25M Euro（約1.5億円）得た場合も、せいぜい20k Euro（約240万円）の補償額であり、特許収入に対する補償額の比率は1.6%程度と低率である（表4）

参考までに、JEITA に加盟している電機企業主要 6 社の補償額をこのドイツ改正案に当てはめて比較調査した結果、1.5 億円の特許収入を得た場合の 6 社の平均補償額は 305 万円で補償率も 2.0%と、**ドイツ改正案以上の補償が既に支払われていることが判明した。**(表 5) さらに、高額特許収入になればなるほど、これら企業の補償額平均値はドイツ改正案を大きく上回る傾向にある。

3. 現行の特許法第 35 条の改正は不可避である

電機業界では、双方の特許ポジションの差分相当の特許料をやり取りするクロス契約や、ある製品分野又は技術分野に属する全特許(数百から数千件の特許)を含んだ包括的クロス契約などが多い。また当事者間の交渉では特許の有効性、抵触性について白黒が付く前に解決を図ることが多い。したがって、個々の特許による「使用者の受けるべき利益」や「使用者が貢献した程度」を正確に算定することは不可能である。むしろ特許法第 35 条が要求しているのは、厳密で理想的な利益額算定ではなく、合理的根拠に基づく推定であれば適正な補償制度であるとして容認されるべきものである。**特許法第 35 条の不明瞭さに起因する混乱が生じているため、現状のままとすることは使用者と従業者の関係をますます不安定にするものであり、現行の特許法第 35 条 3 項 4 項は改正すべきである。**

4. 発明補償は技術立国にむけた総合政策の一環と位置付けるべき

発明補償を法制化しているのは、実質的に日本、ドイツのみで、前述のようにドイツも適正化に向けて法改正中である。米国は補償制度なしにも拘わらず発明大国である。さらに、ドイツで問題とされているように、企業は高額な補償を嫌い、研究開発部門を海外に移転するため、技術立国どころか日本の空洞化を加速することも危惧される。そもそも発明補償制度は、大正 10 年に発明奨励策として法制化されたものである。80 年経ち、年功序列から能力成果主義に変りつつある現在、発明だけ突出してインセンティブ(高額補償)を与えるのは時代錯誤であり、制度・政策としてバランスを欠くものである。つまり、**技術競争力の更なる向上を目指す総合施策の一環として職務発明制度を位置付けるべきであって、発明補償の高額化をすれば技術力、知財力が直ちに改善されるという発想は短絡的過ぎる。**

5. アンバランスな補償額の高騰は、むしろインセンティブを下げる

このように、業界としては補償額の高騰は、インセンティブを高めるところか、むしろ弊害が多いことを心配している。例えば、ある従業者は、社内実施される発明が高額補償されることを奇貨として自社製品のみをカバーするような請求の範囲の限定を厭わないという例も聞く。また同様な目的で、自己の発明をその必要性に拘わらず自社製品にあえて使用して高額な補償を得る技術者もあるといわれている。一方、従業員全体とのバランスを見た場合、現状でも「なぜ発明者だけ優遇するのか？」との不満も多い。これ以上増額することは、**いたずらに発明者を刺激するだけでなく、非発明部門や、侵害発見が難しい発明部門との無用な摩擦を助長し、却って従業員全体のインセンティブを下げ、企業経営を妨げるおそれがある。**

6. まとめ

JEITA に属する電機業界の主力企業は、35 条の要請に沿った職務発明の社内規定を設けて適

正に運用していると考えているが、現行法 3 項、4 項に起因してこれ以上使用者と従業員の関係が法的に不安定になることは避けるべきである。他方、JEITA 企業ではない中小企業やベンチャー企業には職務発明の取扱い規定さえないという指摘もあり、ある程度事実と思われる。また一方で、日本知的財産協会が主張するような自由契約式は、補償の考え方が成熟した社会であれば理想的な方式であろうが、現状では従業員の最低線すら保証されなくなるという不安を生んでいる。事務負担の問題のみならず、発明価値を当初から正確に評価するのは極めて困難なことから、公平な契約成立には米国のような雇用流動化社会が存在することが大前提であり、契約方式は却って従業員に不利に働く虞れを危惧するからである。そこで、JEITA としては、**使用者に職務発明に関する社内規定の制定と適正な補償対価の支払が担保されるように、特許法第 35 条 3 項、4 項を下記のように改正することを提案する。**

<p>3項 使用者等は、契約、勤務規則その他の定により、従業員等から職務発明について特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は自らのため専用実施権を設定させたときは、契約、勤務規則その他の定により、その対価を支払わなければならない。</p> <p>4項 前項の対価の額は、その職務発明の属する技術の分野において通常支払われる対価の額を不当に下回ってはならない。</p>

さらに、上記改正案の実効を図り適正な対価支払いが行われるために、JEITA 等企業が適用している規定等を参考にモデル規定を公開すると共に、技術分野別に企業の補償額統計を公表することを提案する。これにより中小、ベンチャー企業を含む多くの企業が自己点検を図り、より適正な職務発明の取扱いが期待できると考えるものである。

以 上

参考資料

資料 1 . 業界の補償制度運用は不適切、補償額は高額にすべきとの見解例 (抜粋)

(1) 日本弁理士会の見解 (2002.3.31 <http://www.jpaa.or.jp/topics/>)

- ・少数のパイオニア的発明とは別に・・・大多数の周辺発明の積み重ねが日本の発展を支えてきた。周辺発明に付いても・・・インセンティブを高め維持する必要がある。
- ・多くの企業において・・・実績補償を設けないか、或いは設けても相当の対価になっていない。発明取扱い規定さえ設けていない中小企業が多いことは問題である。
- ・最大数億円支払うことを公表した企業もあるが、相当の対価に上限を設けること自体特許法第 35 条の精神に反する。厳しすぎる条件を設定して実質的に誰も対価にありつけないような規定になっている大企業もある。
- ・高額な相当の対価を払えるような大きい利益を生む発明が生まれることは、使用者にとって喜ばしいことである。

(2) 特許庁の動き (2002.2.1 <http://www.jpo.go.jp/info/1402-003.htm>)

特許庁は、国家公務員のインセンティブを高めるため、600万円を上限とした「国家公務員の職務発明に対する補償金支払い要領」の廃止を決定し、「特許料収入の25%を発明者に補償」する産業技術総合研究所の基準をモデル規定として推奨し、関係省庁に規定見直しを要請した。

(3) 自民党の知財立国宣言 (<http://www.jimin.jp/jimin/saishin02/seisaku-005.html>)

職務発明制度については近年多くの企業においてその改革がはかられつつある。政府関係機関においても、特許料収入の25%を総額上限なしで発明者に還元させるという産業技術総合研究所の改革が一つのガイドラインになりつつある。これらを踏まえ、特許法改正の必要性の有無等、最適なシステムを幅広く検討すべきである。

(4) 産業技術総合研究所の発明補償規定

上記25%の補償規定については、以下の産総研知的財産部の制度概要ページを参照。

(http://www.aist.go.jp/aist_j/organization/organization.html)

表1 補償金に関する訴訟判決

単位：M¥

被告	裁判所	判決日	原告の請求額	使用者利益の認定	使用者の貢献の認定	判決の補償額	利益に対する補償率
東扇コクリト	東京地裁	83.09	12.4	(168.0)	95%	8.4	5%
日本金属加	東京地裁	83.12	58.4	(17.0)	90%-93%	1.7	7%-10%
カネシン	東京地裁	92.09	30.9	?	?	12.9	?
象印ホビソ	大阪地裁	94.04	150.0	(32.0)	80%	6.4	20%
ゴーセン	大阪高裁	94.05	16.0	(4.0)	60%	1.6	40%
オリンパス	東京高裁	01.05	200.0	50.0	95%	2.5	5%
三徳金属	大阪地裁	02.05	30.0	4.0	50%	2.0	50%
						平均 5.1	

表2 電機業界の補償金 (97年知財協アンケート調査結果)

単位：万¥

	回答社数	最高値の平均	最小値	最大値
総合電機	22	21.0	2.0	100
コンピュータ	28	64.3	0.0	300
家電・音響	37	46.8	0.0	300
電線・部品	21	35.5	3.5	300
合計	108	43.9	0.0	300

表3 各社の補償額 (2001.12.18日経新聞等)

企業	補償金額	備考
オムロン	max 1億円	業界標準、売上10億円/年以上
持田製薬	max 1億円	
三共	max6000万円	売上高に応じて支給

第一製薬	max5000万円	売上100億円/年以上が条件
ソニー		上限無し
花王	max1000万円	売上50億円/年以上が条件
日本化薬	売上の1%	上限なし
旭化成	max1000万円	
住友化学	約1000万円	上限なし

表4 ドイツの補償額(改正案) 1 Euro ¥120

発明実施売上 M Euro (M¥)	特許収入 M Euro (M¥)	補償額 K Euro (M¥)	補償額/ 実施売上 %	補償額/ 特許収入 %
5 (600M¥) <	0.125(15M¥)<	0	0	0
5 (600M¥)	0.125(15M¥)	5 (0.6M¥)	0.1	4.0
10 (1200M¥)	0.25 (30M¥)	10 (1.2M¥)	0.1	4.0
20 (2400M¥)	0.5 (60M¥)	15 (1.8M¥)	0.075	3.0
50 (6000M¥)	1.25(150M¥)	20 (2.4M¥)	0.04	1.6
100(12000M¥)	2.5 (300M¥)	25 (3.0M¥)	0.025	1.0
200(24000M¥)	5.0 (600M¥)	30 (3.6M¥)	0.015	0.6
500(60000M¥)	12.5(1500M¥)	60 (7.2M¥)	0.012	0.48

以下、売上500Mまたは収入12.5M毎に補償額2.5kずつ加算

その他、承継時補償:750 Euro(約9万円)、発明実施時補償:2000 Euro(約24万円)

表5 ドイツ改正案とJEITA主要6社の補償額の比較調査結果 1 Euro ¥120

特許収入 M Euro (M¥)	ドイツ改正案 の補償額 k Euro (M¥)	JEITA 主要6社の補償額		
		最高 M¥ (%)	平均 M¥ (%)	最低 M¥ (%)
0.125(15M¥)<	0	0.75(5.0)	0.33(2.2)	0 (0.0)
0.125(15M¥)	5 (0.6M¥)	0.75(5.0)	0.35(2.3)	0 (0.0)
0.25 (30M¥)	10 (1.2M¥)	1.50(5.0)	0.66(2.2)	0 (0.0)
0.5 (60M¥)	15 (1.8M¥)	2.10(3.5)	1.17(2.0)	0 (0.0)
1.25(150M¥)	20 (2.4M¥)	4.50(3.0)	3.05(2.0)	1.00(0.7)
2.5 (300M¥)	25 (3.0M¥)	9.0 (3.0)	5.08(1.7)	1.50(0.5)
5.0 (600M¥)	30 (3.6M¥)	18.0(3.0)	9.00(1.5)	3.00(0.5)
12.5(1500M¥)	60 (7.2M¥)	45.0(3.0)	17.6(1.2)	7.50(0.5)